

雑誌スポンサー制度



亀山市立図書館で

広告を出しませんか？

2023年1月26日 JR 亀山駅前に新図書館が OPEN！

多くの人々の交流の場を目指しています。高い宣伝効果が期待できます！

1. 雑誌スポンサー制度とは？

図書館が所蔵している雑誌の年間購読料を負担していただく代わりに、雑誌棚や最新号のカバーに広告の掲載スペースを提供する民間事業者等を対象とした制度です。

2. 配架している雑誌は全部で何種類？

亀山市立図書館には、現在約 80 誌の雑誌を配架しております。

3. 雑誌最新号への広告掲載のメリットは？

雑誌への広告掲載により「読者」という顧客層へのピンポイントな情報提供を行うことができます。また、社会貢献として、広く市民へ周知することにつながります。

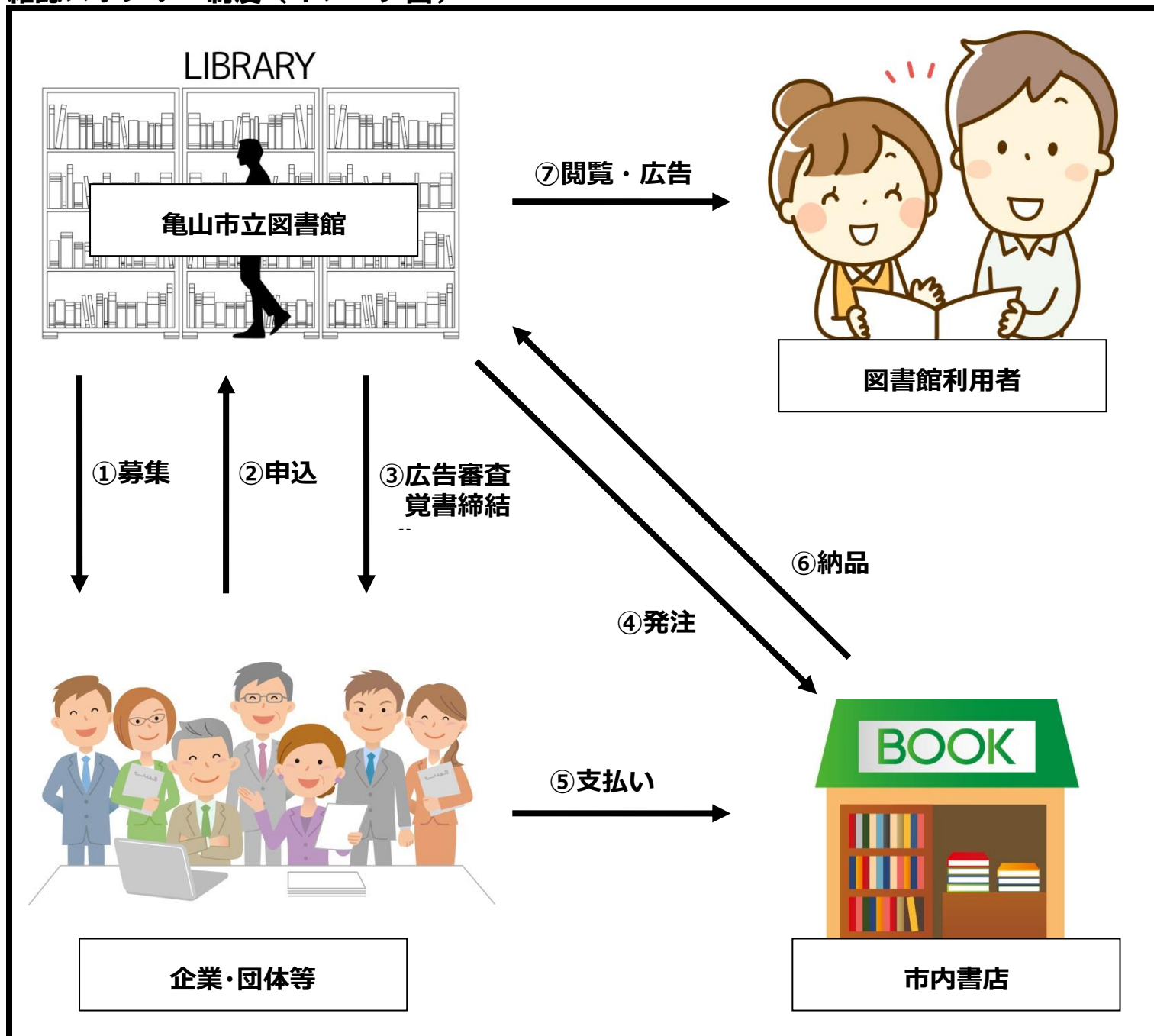
有効な PR の一手を、ぜひ選択肢の一つに！

【問合せ先：亀山市立図書館】

〒519-0155 亀山市御幸町 318 番地 1

TEL：0595-82-0542 FAX:0595-82-0554

雑誌スポンサー制度（イメージ図）



・雑誌スポンサー制度の申込から広告掲載までの流れ

1. 亀山市立図書館が所蔵している雑誌の中から、ご希望の雑誌を選択する。
(同一雑誌に複数申込があった場合は、先着順で決定)
2. **雑誌スポンサー制度申込書（様式第1号）**に必要事項を記入し、**広告案（A4サイズまで）**とともに亀山市立図書館へ郵送または直接お申し込みください。
3. 市の広告審査委員会にて、広告案の内容を審査いたします。
4. 審査終了後、**覚書（様式第2号）**を締結。契約期間は1年間です。雑誌の年間購読料を市指定の取扱い店へ一括先払いでお支払いください（過不足が生じた場合は、最終月に精算。）
5. 広告の掲載は、原則、契約締結日の翌月に発行される雑誌からとなります。